

おかやま有機無農薬農産物等需要拡大創出事業委託業務仕様書

1 委託業務名

おかやま有機無農薬農産物等需要拡大創出事業

2 趣旨

「おかやま有機無農薬農産物」等の環境負荷低減に取り組む農産物は、消費者や実需者の関心が高く、需要増加が見込まれている。このため、おかやま有機無農薬農産物等を積極的にPRする国際水準以上の有機農業を実践する生産集団との県外商談会への共同出展や情報交換会の開催等により、その生産と販路の拡大を図る。

3 業務の概要

(1) 実施内容

ア 国際水準以上の有機農業を実践する生産集団との県外商談会への共同出展

県外で開催される商談会に出展し、「おかやま有機無農薬農産物」のPRを行い、販路拡大を図る。

- ①時期 令和7年5月～令和8年2月
- ②場所 別途県が指定する商談会（関東、関西を想定）
- ③出店回数 1回

イ 情報交換会の開催

生産者、実需者、新規参入希望者、消費者等による情報交換会を開催し、生産意欲の高揚と新規参入者の確保、販路拡大を図る。

- ①時期 令和7年5月～令和8年2月
- ②場所 別途県が指定する場所（県内）
- ③開催回数 1回
- ④参加人数 情報交換会：50人程度

ウ ネット等を活用したPR

SNS等を活用しておかやま有機無農薬農産物をPRし、その生産と販路の拡大を図る。

- ①時期 令和7年5月～令和8年2月

(2) 参加者の募集

次に掲げる者に対して、開催案内を通知するほか、各種メディア等を活用し、一般消費者、新規参入希望者及びマスコミ関係者等に周知すること。

- ①おかやま有機無農薬農産物の生産者（リスト提供）
- ②おかやま有機無農薬農産物の取扱店（リスト提供）

③県内の各農業協同組合、各市町村の担当者

(3) その他

ア 許可等

- ・委託事業の実施に伴い必要な許可等の手続については、代理申請を行うこと。

イ 著作権等

- ・委託事業の実施に伴う著作権等の権利は、全て岡山県に帰属するものとする。
- ・印刷物等において使用する素材等について、他者の著作権及びその他の権利等が及ぶものの使用は避けること。

ウ 協議

- ・産地見学会や商談会等の運営や具体的な内容の決定と実施については、県農産課と調整すること。

4 委託期間

契約締結日から令和8年3月13日まで

5 委託限度額

1,500,000円以内(消費税及び地方消費税を含む)

6 実績報告

委託事業完了後、実績報告書を作成し、県に提出すること。